

第 1 号

6月13日 (月)

# 平成28年第3回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成28年6月13日

午前10時00分開会

於 議 場

## 1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
  - 報告第 1号 平成27年度氷川町繰越明許費繰越計算書について
  - 報告第 2号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 8 議案第29号 平成28年度氷川町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第1 発議第4号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書について
- 追加日程第2 発議第5号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について
- 追加日程第3 発議第6号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書について
- 日程第11 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第13 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 河 口 涼 一

2番 清 田 一 敏

3番 長 尾 憲二郎

4番 上 田 俊 孝

5番 江 寄 悟  
7番 松 田 達 之  
9番 米 村 洋  
11番 上 田 健 一

6番 三 浦 賢 治  
8番 片 山 裕 治  
10番 笠 原 良 一  
12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 草 野 信 一 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太 田 篤 洋	総 務 課 長	陳 野 信 次
企画財政課長	森 田 寿 也	税 務 課 長	岩 本 博 美
町民環境課長	野 田 俊 明	健康福祉課長	山 下 剛
農業振興課長	尾 村 幸 俊	農地整備課長	前 田 昭 雄
建設下水道課長	前 崎 誠	総務振興課長	木 本 栄 一
商工観光課長	西 田 美 子	会 計 管 理 者	濤 岡 美 智 代
学校教育課長	稲 田 和 也	生涯学習課長	沖 村 眞 一
農業委員会事務局長	星 田 達 也	代表監査委員	本 田 孝 志

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

議会に入ります前に、今回の熊本地震、今なお余震が続き、不安な毎日を過ごされていることと思います。被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。併せて、被災地の一日も早い復旧・復興を願いたします。

それでは、ただいまから、平成28年第3回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、長尾憲二郎君、4番、上田俊孝を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成28年4月29日に、金子衆議院議員、小早川県議、坂田県議が被災箇所を視察され、議長・副議長が出席し支援要望をしましたので報告します。

次に、平成28年5月11日に、松本熊本地震現地対策本部長が視察され、議長・副議長が出席し要望をしましたので報告します。

次に、平成28年5月16日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成28年5月24日に、熊本県町村議会議長会の熊本地震に関する要望

を蒲島県知事他関係部長、県議会議長、自民党県連へ行い、議長が出席しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

報告第1号、平成27年度氷川町繰越明許費繰越計算書について報告を願います。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、報告第1号、平成27年度氷川町繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告いたします。計算書を開けていただきまして、繰越計算書をご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費のマイナンバー導入に伴う通知カード・個人番号カード事務委任交付金事業の300万2,000円、地方創生加速化交付金、移住定住促進事業の分でございますが、1,905万円、情報セキュリティ強化対策事業の1,695万7,000円、15項、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事務交付金事業の38万9,000円のこれらの事業につきましては、国の補正予算によるもので事業執行期間がないため、繰越するものでございます。

15款、民生費、10項、児童福祉費の保育所等におけるICT化推進事業の95万1,000円につきましては、国の補正予算によるもので事業執行期間がないため、繰越するものでございます。

15項、福祉センター費の竜北福祉センター給湯設備改修事業の9,979万6,000円につきましては、事業団等が運営している事業の繰越事業でございます。補助金申請の可否及び交付決定が年度内に完結する見込みがないため、繰越するものでございます。

20款、衛生費、5項、保健衛生費の海岸漂着物対策事業の100万4,000円につきましては、国の補正予算によるもので国が事業の繰越を行うため、繰越するものでございます。

30款、5項、商工費の地方創生加速化交付金（県南広域観光連携事業）の27万6,000円につきましては、国の補正に伴う地方創生事業の加速化交付金（県南広域観光連携事業）で事業執行期間がないため、繰越するものでございます。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費の町道笹尾迫線道路改良事業の667

万5,000円につきましては、地籍調査成果の登記に期間を要したため、及び町道北川反甫北鹿野線道路改良事業の1,816万6,000円につきましては、事業に係る調査等を進める中、関係機関との協議に期間を要したため、事業執行期間がないため、繰越するものでございます。

以上の10事業でございます。繰越額の合計が1億6,626万6,000円であります。財源内訳といたしましては、国県支出金が8事業の4,142万2,000円、地方債が4事業の1億260万円、その他が1事業の1,363万円、一般財源が8事業の861万4,000円となっております。

以上で、報告第1号、平成27年度氷川町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 報告第2号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、報告を願います。農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 報告第2号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況についてご報告いたします。

まず、事業年度であります平成27年度の営業計画書の結果からご報告いたします。資料の2ページをご覧ください。

直売所の①につきましては、出荷協議会、野菜部会で研修会を開催し、各会員の希望により種苗を配布しました。昨年8月下旬に開催し、生産者約30名の参加がありました。タマネギ、ホウレンソウ、豆類の種苗を配布し、栽培から出荷に至りました。②につきましては、毎月クレームのあった生産者を招集し、出荷協議会3役とともに指導することでレベルアップを図りました。平成27年度は、累計38名の指導を行いました。③につきましては、PR用DVDの作成、ホームページのリニューアル、オリジナルのぼり旗の作成、梨のPRを中心としたテレビコマーシャルの実施、全国発行の週刊誌への広告掲載等を行いました。④につきましては、加工部会の勉強会を開催するとともに、新商品の開発を行い助言を行いました。内容といたしましては、容量、形の改良、味付け、盛り付け、販売価格など多岐に渡ります。

レストランの①につきましては、人員の削減と仕入先の見直しも行いましたが、まだまだ十分とはいえない部分がございます。③につきましては、手づくり感を重視し、月替わり丼を展開しました。業績の回復基調を感じているところでございます。

おやつ工房の①につきましては、忙しい時期の相互支援で販売ロスを軽減いたしました。②につきましては、夏場、冬場に分けた、吉野梨と和鹿島イチゴのプレミ

アムソフトクリームの展開で、客単価の向上が達成できました。

資料の3ページに移ります。氷川のしずくの①と③につきましては、通勤客や周辺住民を中心にリピーターが増えており、売上の向上に貢献しております。②につきましては、天候不良による吉野梨や柑橘類の不足により、最盛期の展開が不十分でございました。④につきましては、スタッフの販売士の国家資格取得を支援しました。また、新幹線熊本駅ビル管理者主催の各種研修会に参加し、販売力の向上を図りました。

外販・外商の①につきましては、ホームページのリニューアルとともに、支配人及び氷川のしずくツーリズム担当がフェイスブックを活用し、情報を発信しております。②につきましては、ホームページへの誘導を工夫しておりましたが、まだ不十分な状況でございます。③につきましては、加工品を中心に事業を展開中でございます。

農産加工センターの①につきましては、無印良品への原料供給によるばんぺいゆ飴など新規開拓を行いました。②につきましては、スーパーマーケットトレードショー、道の駅エキスポ等、関東地区・関西地区への販売力商談会に参加し、取引先の開拓を行いました。関東の大手商社やエコーブ熊本などの新規取引を開始いたしました。③につきましては、吉野梨のパウンドケーキ等や自社製造品の新規導入で販売強化を行いました。パウンドケーキだけで、年間45万円の増収となりました。

ツーリズム事業につきましては、季節ごとの産地巡りツアーの開催や、専用圃場を使った各種農業体験を実施しております。年間で約12回の体験企画を開催し、大人247名、子ども300名の参加がありました。

続きまして、当期の収支をご報告いたします。6ページの損益計算書をお開きください。右側をご覧ください。一番上の数字が売上高合計になります。2億4,392万3,185円に対して、在庫や経費を引いたものが上から5段目の営業利益金額394万1,726円になります。この額に営業内外の収益や費用を加えたものが下から5段目の経常利益金額、676万4,142円になります。この額に法人税額等を差し引いて、当期純利益金額が一番下の419万5,681円となっております。

次に5ページの貸借対照表の右下の純資産の部をご覧ください。前期までの繰越利益から当期純利益419万5,681円を加えまして、下から7段目の数字になりますが、利益余剰金は3,243万8,287円となっております。よって、現金としては資本金と合わせて、下から2段目の5,393万8,287円を保有しております。

最後に8ページをご覧ください。これは決算を簡単にまとめたもので、売上と販売管理費を項目別に計上しております。なお、単位は千円です。売上に関しましては、前年比較で主なものは直売所で、前年伸びが94.1%となりました。これは、主に台風被害によります梨の売上減が影響されました。梨だけで、昨年より約1,100万円の減少となりました。ファーストフードは、116.7%の伸びとなっております。受託管理の470万円増も売上に計上しております。売上高合計は、約2億5,500万円で前期と大差はございませんでした。販管費につきましては、加工部品の人件費につきまして、8段目にあります外注費で計上したものを4段目の雑給へ組替えを行いました。外注費すべて、すぐ下の荷造運賃発送費で梨の取扱いは減少に関連いたしまして、約300万円の減で1,030万円ほどとなっております。中ほどの修繕費で、110万円の減で約70万円、4つ下の支払手数料、110万円の減少で約74万円、町への寄付金200万円などで、下から8段目の販管費合計は約1億4,000万弱となっております。2つ下の営業外収益の約290万円の一部につきましては、実際の支払は140万円ほどですが、退職者1名分の退職金積立金を解約したものでございます。また、2つ下の特別損失の84万円につきましては、加工センター業務の外注費を雑給の賃金とするよう税務署からの指導により、源泉徴収の義務が発生したもので納付したものでございます。当期の最終利益として、一番下の約420万円ほどの黒字となっております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田義昭君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第 5 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

日程第 7 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

日程第 8 議案第29号 平成28年度氷川町一般会計補正予算(第3号)について

日程第 9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（永田義昭君） 日程第5、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてから、日程第11、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。若鮎おどる、さわやかな初夏の季節を迎えておりますが、議員各位におかれましては日々ご活躍のことと、お喜びを



申し上げます。

まずは、熊本地震によりまして、尊い命をなくされました方々並びにそのご遺族に対しまして、心より哀悼の誠を捧げますとともに、被災をされましたすべて皆様方に、心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

さて、本町を含む九州北部地方は、平年よりも1日早い6月4日に梅雨入りをいたしました。熊本地震発生から約2カ月を迎えますけれども、昨夜の余震同様、まだまだ予断を許さない状況が続いているわけでございます。併せまして、地震で地盤が緩んでいる箇所も多く見受けられますので、土砂災害等につきましては、例年以上に警戒を劣らず注意するとともに、大雨による大きな被害が発生しないことを祈っているところであります。

また、氷川ダム水位につきましても平常時の水位を保っているところでありますが、今後いぐさの成長期及び田植えの時期を迎え、農業用水の需要の増加並びに夏場の渇水期のことを考えますと、日々節水に努めなければならないというふうに思っているところであります。

本日は、平成28年第3回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆様方には万障お繰り合わせご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また日頃より町政運営にあたりまして格別のご協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

なお、本定例会につきましては、熊本地震における被災者、皆様方への各種の支援事務が開始されたことを鑑み、課長並びに職員の負担軽減を図るため、議長及び議会運営委員会の皆様をはじめ議員各位のご配慮によりまして会期を1日とし、一般質問も自粛するということが決定をされました。そのご高配に対しまして、改めて心よりお礼申し上げます。また、各地区区長様並びに消防団諸君をはじめ様々な組織、団体の皆様方が被災者の支援並びに復旧活動にご尽力を賜りました。この席をお借りいたしまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、先般の議会、全員協議会で説明をいたしました、被災者の支援並びに復旧、復興事業を暫時進めているところであります。また、6月6日より、被災されました皆様方からの被災者生活再建支援、災害援護資金の貸付及び損害家屋の解体撤去の申請を受け付けているところであります。昨日までの申請件数が、被災者生活再建支援関係で37件、被災住宅の応急修理で18件、損害家屋等の解体撤去で76件の申請を受け付けております。また、農業関係の支援につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業につきまして、去る6月8日に説明会を実施をし周知を図るとともに、希望者の取りまとめを行っているところであります。いずれも、今後迅速な事務の処理と事業の推進を図っていかねばならないというふう

に考えております。

去る5月24日に、町内3小学校の運動会が開催をされましたが、震災後の厳しい環境にもかかわらず、子どもたちの一生懸命な姿と輝く瞳を目の当たりにいたしました。まさに感動を得るとともに、子どもたちの健全な育成と将来に希望を持てる氷川町を目指して、持続可能なまちづくりに取り組むことを着実に進めていかなくてはならないというふうに改めて感じたところでございます。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、承認3件、平成28年度氷川町一般会計補正予算1件、諮問3件でございます。

報告第1号は、平成27年度氷川町繰越明許繰越計算書について、報告第2号は、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況の報告について、ただいまそれぞれの担当課長からご報告を申し上げましたとおりでございます。

承認第4号は、氷川町個人情報保護条例の改正する条例について、承認第5号は、氷川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、承認第6号は、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告並びに承認を求めるものでございます。

議案第29号は、平成28年度氷川町一般会計補正予算第3号でありまして、歳入歳出それぞれ6億5,279万4,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ7億3,451万8,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしましては、国庫支出金3億1,016万4,000円、県支出金9,351万円、繰入金1億2,000万円、町債6,210万円、また歳出の主な予算は、農林水産業費5億5,552,000円。その主な内容は、被災農業者向け経営体育成事業補助金並びに強い農業づくり補助金であります。災害復旧費4,231万2,000円で、主な内容は公共土木施設災害復旧事業費であります。消防費8,177万3,000円の主な内容は、氷川分署建設事業費として、八代広域行政事務組合消防本部への負担金でございます。

諮問第1号から諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をいただき円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（永田義昭君） これから承認第4号から諮問第3号まで、順次、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（陳野信次君） それでは、承認第4号、専決処分の報告並びに承認について、並びに承認第5号、専決処分の報告及び承認について、関連がございますので一括でご説明いたします。

承認第4号につきましては、氷川町個人情報保護条例の一部改正でございます。また、承認第5号につきましては、氷川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。この2件につきましては、3月定例町議会で可決成立いたしました行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例におきまして、第1条の個人情報保護条例及び第5条の固定資産評価審査委員会条例で、行政庁への不服申立制度の一部改正を行った際に、事務的な誤りにより改正後の条にずれが生じ、正規の条に直すために5月26日に専決により改正したものでございます。改正の内容は、ずれが生じた条をそれぞれ繰り下げるというものでございます。

次に承認第6号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、3月定例町議会で可決成立した報酬及び費用弁償に関する条例において別表第2の改正を行いましたが、事務的な誤りにより、その表の備考記載をもらしたため、追加挿入するために5月26日に専決により改正したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、議案第29号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億5,279万4,000円を追加し、総額の歳入歳出それぞれ73億4,501万8,000円とする補正予算でございます。

まず、歳入の部より主なものについてご説明いたします。9ページをご覧ください。65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、15目、災害復旧費国庫負担金、10節、公共土木施設災害復旧負担金の1,480万4,000円につきましては、熊本地震による被災した施設災害復旧事業の補助事業で、補助率は3分の2でございます。

次の10ページをご覧ください。20目、農林水産業費国庫補助金、5節、農業費補助金の2億8,950万円につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、被災した農業施設、農業用倉庫等、農業機械、園芸施設への補助金、2億2,875万円及び強い農業づくり交付金（平成28年度熊本地震被災施設整備等対策）、これにつきましては、吉野選果場の被災に伴う集荷貯蔵施設再取得費、選果設備解体撤去費等でございます。6,075万円で補助率は2分の1でござ

います。

40目、災害復旧費国庫補助金、5節、農林水産業施設災害復旧補助金の586万円につきましては、農業用施設、これは道路等でございます。補助率は65%で221万円及び農地の災害復旧事業補助金、補助率は50%で365万円でございます。

70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金の9,351万円につきましては、当初予算で計上していた水産基盤整備事業補助金の確定による5万円の増額及び国庫支出金で申しましたが、被災農業者向け経営体育成支援事業の県よりの補助金、補助率は20%で9,346万円でございます。

80款、5項、寄附金、20目、5節の災害復旧費寄附金540万円につきましては、北海道大空町、宮城県石巻市、福岡県築上町からの熊本地震災害寄附金でございます。

11ページをご覧ください。85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節の財政調整基金繰入金1億2,000万円につきましては、基金の一部を取り崩し繰り入れいたしました歳入財源として充てるものでございます。

90款、5項、5目の繰越金、5節の前年度繰越金の1,433万8,000円につきましては、歳入財源として繰越金を充てるものでございます。

95款、諸収入、20項、5目、5節の雑入の4,558万6,000円の内訳といたしましては、土地改良施設適正化事業交付金、若洲排水機場主ポンプ等分解整備事業で、補助率は90%の2,400万円。一般コミュニティ助成事業助成金、宝くじ助成と言われていますが、氷川町桜龍太鼓保存会の太鼓購入に伴う250万円、市町村振興協会交付金、これにつきましては、八代広域行政事務組合、広域消防でございますが、平成26年度から27年度の2年間で実施しました、消防無線デジタル化事業に対する補助金で、1,778万6,000円でございます。この使用につきましては消防関係への限定がされております。及び市町村振興協会災害見舞金100万円でございます。

次の12ページをご覧ください。99款、5項、町債、25目、消防債、10節、合併特例債の5,070万円につきましては、鏡消防署氷川分署建設事業費負担金で、敷地造成、外構等の事業分で、補助残に氷川町の負担分として、合併特例債を事業費に充てるものでございます。

35目、災害復旧債、5節、災害復旧事業債の1,110万円の内訳につきましては、農業施設等災害復旧事業債、施設、道路、農地の補助残に係る事業費、充当率は90%、390万円及び公共土木施設災害復旧債、町道でございますが、72

0万円。補助残に係る事業費、充当率は100%に充てるものでございます。

続きまして、歳出の部に移らせていただきます。13ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、4節、共済費の152万円、7節の賃金976万8,000円につきましては、今回の熊本地震に係る生活支援制度等の受付業務等を行うため、臨時職員8名の社会保険料、雇用保険料、賃金、通勤手当を補正するものでございます。

10目、財産管理費、15節、工事請負費の168万5,000円につきましては、今回の地震により役場庁舎渡り廊下エキスパンジョイント部の役場側と文化センター側、2カ所を復旧する工事でございます。

15目、企画費、13節、委託料の777万6,000円の減額は、地方創生加速化交付金事業で、3月議会の平成27年度補正予算で繰越分といたしまして計上いたしました。議会後に交付決定がありまして事業が確定いたしましたので、もしも交付決定がなされない場合は単独でも実施したいということで、当初予算で計上していたしましたので、今回その分、減額補正するものでございます。

次に16ページをご覧ください。20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費につきましては、一般財源からその他、災害寄附金への財源の組替えでございます。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節の負担金補助及び交付金の4億7,642万円の内訳につきましては、歳入でも申し上げましたが、被災農業者向け経営体育成支援事業、農業施設、農業機械、園芸施設の損壊した農業者へ補助するもので、国50%、県20%、町20%、個人が10%の補助率で4億1,567万円でございます。強い農業づくり補助金、入でも申し上げましたが、吉野選果場の選果設備再取得、選果場修繕、予冷库再取得、選果機の解体、廃棄で6,075万円でございます。

25目、農地費、13節、委託料の135万円につきましては、土地改良施設適正化事業（40期生）、若洲排水機場主ポンプ等分解整備工事のための設計委託料及び15節の工事請負費2,600万円でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、適正化事業拠出負担金178万2,000円で、連合会へ拠出するものでございます。

17ページをご覧ください。30款、5項、商工費、20目、竜北公園費、11節、需用費の251万4,000円につきましては、今回の地震に伴うウォーキングセンター6カ所及び竜北公園グラウンドの災害復旧修繕料でございます。15節の工事請負費の550万円につきましても、竜北公園の下の暗渠が被災したため復旧するものでございます。

次の18ページをご覧ください。40款、5項、消防費、5目、常備消防費、19節の負担金補助及び交付金の7,122万9,000円につきましては、歳入の部でも説明いたしましたが、鏡消防署氷川分署建設事業で敷地造成、外構等の工事費分、氷川町の負担分でございます。

19ページをご覧ください。15目、消防施設費、18節、備品購入費の453万6,000円につきましては、防災行政無線戸別受信機の故障での交換及び被災者や新規の転入者のために購入するものでございます。25目、災害対策費、13節、委託料の586万5,000円につきましては、今回の地震で町地域防災計画に基づき、災害時の被災者、避難者の生活に必要な備品等を確保するため、今回の地震の経験により防災備蓄倉庫の整備が必要と考え、防災備蓄倉庫新築工事基本・実施設計業務を委託するため補正するものでございます。

45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、18節、備品購入費の159万6,000円につきましては、竜北西部小学校で2学級増えたため、教卓2台、椅子2脚の購入、また職員2名の増に伴う校務用ノートパソコン2台及び1台故障により、計3台購入。竜北東小学校では、校務用ノートパソコンが故障のため1台購入及び電話機の故障によりまして、当初予算では修繕料で計上いたしておりましたが、備品購入になるため予算の組替えをするものでございます。

次の20ページをご覧ください。20項、社会教育費、5目、社会教育総務費、11節、需用費の121万円につきましては、今回の熊本地震により被災した町指定の文化財4カ所の災害復旧修繕料でございます。19節、負担金補助及び交付金の250万円につきましては、歳入でも申し上げました一般コミュニティ助成事業、宝くじ助成でございますが、桜龍太鼓の保存会へ和太鼓等の購入補助金でございます。10目、公民館費、19節、負担金補助及び交付金の100万円につきましては、東上宮公民館の修繕に係る地区集会所施設等建築費補助金でございます。

25項、保健体育費、10目、保健体育施設費、13節、委託料の107万8,000円につきましては、今回の地震により宮原体育館の上部からモルタルの落下があり危険なため、調査及び復旧方法等、災害調査業務委託を行うものでございます。

21ページをご覧ください。50款、災害復旧費、5項、農林水産業施設災害復旧費、5目、農業用施設災害復旧費、15節、工事請負費の340万円につきましては、若洲地区の農道の災害農業用施設復旧工事費、概算費用でございます。19節、負担金補助及び交付金の107万5,000円につきましては、平成28年度発生、砂川排水機場災害復旧工事のための農業用施設災害復旧工事負担金で宇城市への負担金でございます。

次の22ページをご覧ください。15節の工事請負費の730万円につきましては、若洲地区の農地の災害復旧工事費の概算費用でございます。10項、5目、公共土木施設災害復旧費、11節、需用費の532万3,000円につきましては、消耗品費、災害復旧事業の工事雑費32万3,000円、町道、河川の道路施設等の災害復旧修繕料400万円、公営住宅災害復旧修繕料の100万円等でございます。13節、委託料の300万円につきましては、大力用水堤防復旧工事に係る設計業務委託料で単独事業でございます。15節、工事請負費の2,187万2,000円につきましては道路災害復旧工事で、町道5路線の概算費用で補助率は3分の2でございます。

23ページの給与費明細書及び24ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと思っております。

前のページに戻りまして、5ページをご覧ください。第2表の債務負担行為の補正でございます。変更でございますが、土地改良施設維持管理適正化事業（第40期生）、変更前の額83万8,000円を796万6,000円に変更するものでございます。

次に6ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。追加でございます。起債の目的は災害復旧費、限度額は1,140万円で起債の方法、利率、償還の方法については、ご覧いただきたいと思っております。続きまして、変更でございます。消防債で補正前の限度額が740万円で、補正後の限度額が5,810万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で、議案第29号の氷川町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第1号から第3号までを提案理由の説明をさせていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員、候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。住所、八代郡氷川町鹿島1528番2。氏名、伊藤直江、生年月日、昭和17年2月10日生まれであります。同氏は、教育者として培ってきた豊富な経験を生かし、社会貢献の精神に基づき中立公平な立場で情熱を持って、人権啓発等に積極的に取り組んでこられ、地域住民から深く信頼をされております。平成16年から人権擁護委員として人権思想の普及公用に努め、現在は熊本県人権擁護委員連合会の会長も努めて

いらっしゃいます。今後更なる活動が期待ができますので、再度、人権擁護委員候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号、同様でございます。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。住所、八代郡氷川町高塚1287番地1。氏名、永田俊雄、生年月日、昭和20年1月6日生まれでございます。同氏は、広く社会の実情に精通し、地域住民から深く信頼をされ、中立公正な立場で日頃から熱意を持って人々に寄り添い、人権啓発活動に積極的に取り組んでいらっしゃいます。平成19年から、人権擁護委員として高齢者及び地域の人権問題に積極的に取り組まれ、今後更なる活動が期待できますので、再度、人権擁護委員候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第3号も同様でございます。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。住所、八代郡氷川町河原63番地。氏名、守正信、生年月日、昭和24年9月3日生まれでございます。同氏は、住職及び保育園の関係者として広く社会の秩序に精通し、地域住民から深く信頼をされ、また民生児童委員としての豊富な経験を生かし、社会貢献の精神に基づき中立公正な立場で熱意を持って人権啓発活動に積極的に取り組んでおられます。同氏も平成19年から人権擁護委員として、子ども及び高齢者の人権問題に積極的に取り組まれ、今後更なる活動が期待できますので、再度、人権擁護委員候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

このあと大会議室で全員協議会を開催します。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時54分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

まず、承認第4号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号を採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、承認第4号は承認されました。

次に、承認第5号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第5号を採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、承認第5号は承認されました。

次に、承認第6号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第6号を採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、承認第6号は承認されました。

次に、議案第29号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。本件は適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は適任者として推薦することに決定しました。

次に、諮問第2号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第2号を採決します。本件は適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、諮問第2号は適任者として推薦することに決定しました。

次に、諮問第3号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第3号を採決します。本件は適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、諮問第3号は適任者として推薦す

ることに決定しました。

休憩をお願いします。ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時58分

再開 午後 0時10分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

不手際で、追加日程の資料配付が遅れましたこと、お詫び申し上げます。

お諮りします。ただいま、米村洋君から発議第4号から第6号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1号から追加日程第3号までを議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

-----○-----

**追加日程第1 発議第4号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書について**

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

発議第4号から第6号までを日程に追加し、追加日程第1号から追加日程第3号までとして議題にすることに決定しました。

追加日程第1、発議第4号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書を議題にします。

提出者の説明を求めます。米村洋君。

○9番（米村 洋君） 熊本地震から2カ月になります。今日も夜半に八代市は5弱の地震が発生し、相次ぐ余震が続いている中、熊本県は1,700回という余震が続いており、町民の皆様は毎日地震におびえながら不安な生活をなさっていることに心が痛みますが、行政の徹底した町民とのコミュニケーション等、心配りのサポートによって再建に向かって力強く進んでいると思えます。藤本町長、平副町長、各担当課長、職員の皆様、復旧・復興に昼夜を問わず尽力されていることに、議会議員の一員として、ご苦労様と重ねて感謝を申し上げます。

復旧・復興は、莫大な財政を支出しなければなりません。熊本県においては、財政調整用の基金も底をつき、2カ月足らずで貯金はゼロになった状況とのことです。災害は非常に大規模で、県や町村の財政力をはるかに超える予算が必要で、被災者救済は待ったなしの状態であります。我が町の議会も、県議会が示した三本の矢を県議会と心をつにして、国に対して意見書を提出したいと思えます。

それでは、発議第4号から読み上げます。平成28年度熊本地震からの復旧・復

興に係る特別な財政措置を求める意見書について。上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成28年4月14日夜及び16日未明に立て続けに2度の震度7を観測した「平成28年熊本地震」により、人口100万人を超える熊本都市圏と阿蘇地域を中心に、多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなど、県内の広い範囲にわたり極めて甚大な被害が発生し、熊本県内においては今も「終わりなき余震」が続いている。

地震発生直後から、国をはじめ関係者の協力を得ながら県・町を挙げて全力で対応してきたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費が生じることとなり、自主財源に乏しい熊本県や県内市町村は、危機的な財政状況に陥ることが懸念される。

県の基金は、5月補正予算までに災害対応のための災害救助基金及び災害基金が相次いで底をつき、熊本地震復旧等予備費に対応した6月補正予算により、財政調整用の基金も枯渇した。

しかも、今後も必要となる復旧・復興に向けた対応を踏まえると、到底、現行の国庫補助制度や地方財政制度の下では予算編成ができず、震災復興が行えない。また、市町村は県よりもさらに脆弱な財政基盤である。

今後、地方自治体が財政面で安心感をもって復興・復旧にしっかりと取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月13日、衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山崎正昭様、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、高市早苗様。

○議長（永田義昭君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

**追加日程第2 発議第5号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について**

○議長（永田義昭君） 次に、追加日程第2、発議第5号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書を議題にします。

提出者の説明を求めます。米村洋君。

○9番（米村 洋君） 発議第5号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

今回の熊本地震は、最大震度7の激震が2度発生し、震度6あるいは5クラスの揺れを含む震度1以上の余震が1,700回以上発生するなど、これまで経験したことのない地震であり、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、引き続く余震に長期にわたる避難を余儀なくされている世帯も多数に及ぶなど、その被害も深刻な様相を呈している。

被災した住民の生活再建のためには、特に住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。よって、住宅の生活安定と早期復興のため、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記、1番目に、全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特例基金を創設すること。2番目に、被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。3番目に、支給対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月13日、衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山崎正昭様、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、高市早苗様、内閣府特命担当大臣、河野太郎様。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（永田義昭君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

**追加日程第3 発議第6号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書について**

○議長（永田義昭君） 次に、追加日程第3、発議第6号、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書を議題にします。

提出者の説明を求めます。米村洋君。

○9番（米村 洋君） 発議第6号、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と同16日の本震という2度にわたる激震と未だ続く余震によって、行政庁舎をはじめとした県及び市町村の施設・設備に大きな被害をもたらした。

今回の地震により、県・市町村の行政庁舎等は、あらゆる災害時に地域防災の要として機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の司令塔としての役割を果たさなければならないことが改めて明らかになった。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能を併せ持った、災害に強いものとする必要がある。

しかし、今後復旧・復興に莫大な費用が必要となる中、行政庁舎の再建については、現行制度上、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要があり、災害に強い復旧・復興を進める上で大きな障壁となっている。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本大震災時の支援も踏まえ、躊躇なく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記事項について特別な措置を講じることを強く要望する。

記、1つ、行政庁舎等の再建において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設も含めた国庫補助制度を創設すること。2つ、あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月13日、衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山崎正昭様、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、高市早苗様、内閣府特命担当大臣、河野太郎様。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（永田義昭君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第12 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第12、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第13 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第13、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異

議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成28年第3回氷川町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後0時30分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議員 永 田 義 昭

平成 年 月 日 氷川町議会議員 長 尾 憲二郎

平成 年 月 日 氷川町議会議員 上 田 俊 孝